

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 142):
オミクロン株感染ピーク後の規制緩和の発表

令和 4 年 3 月 24 日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- アーダーン首相は、オミクロン株感染のピークが近づいている状況を踏まえ、ピーク後の規制緩和内容を発表しました。
- 新型コロナウイルス感染症保護枠組(信号機システム)における、現状の「赤」の設定は当面維持されます。今後、色分け設定の見直しが定期的に行われます。
- 今回の発表には、屋外・屋内における集会の人数、マスク着用、ワクチンパス、接触追跡システムQRコード、ワクチン接種義務に関する規制緩和が含まれています。

【本文】

3月23日、アーダーン首相は、オミクロン株感染のピークが近づいているとして、ピーク後の新型コロナウイルス感染症保護枠組(通称:信号機システム)の内容を発表しました。概要は以下のとおりです。

1 アーダーン首相声明の概要

(1)オークランドにおけるオミクロン株感染はピークを超えて既に大幅に減少しており、全国では、4月初旬までには感染減少が見込まれる。今日までの感染者は50万人を超え、専門家は、実際には170万人が感染したであろうと試算している。この数字とともに、95%のNZ市民がワクチン接種を完了したことは、我々が高い水準の集団免疫を獲得したことを意味する。我々のこれまでの努力により、対応方法を変えてよい状態になった。

(2)4月4日深夜以降、政府は「My Vaccine Pass」(ワクチンパス)の使用を求めない。これまでワクチンパスの提示を必要としていた場所に、ワクチンを接種していなくても入場できることになる。いくつかの業種、イベント及び会場においては、引き続きワクチンパスの提示を求めることを選択すると認識しており、ワクチンパスのシステム自体は維持する。

(3)4月4日深夜以降、医療、高齢者介護、収監施設、国境管理に従事する者以外のワクチン接種義務を撤廃する。

(4)3月25日深夜以降、屋外での集会の人数制限を撤廃する。屋外での集会は安全であり、特に、新型コロナウイルス感染症保護枠組(COVID-19 Protection Framework)(信号機システム)の「赤」の下では、屋外集会を奨励する。また、「赤」の下で設定されていた屋内での集会の人数制限を緩和し、上限を100人から200人に引き上げる。

(5)端的に言うと、信号機システム「赤」では屋内集会の制限とマスク着用、「オレンジ」ではマスク着用、「緑」では勧告(ガイダンス)の適用、という形となる。全ての段階において、新型コロナウイルス検査及び隔離の要件は現在と同じまま残る。新たな変異株の発生及び将来の感染急増に備え、信号機システムは維持する。安全が確認された場合は、「オレンジ」に移行し、最終的には「緑」に移行する計画である。

(6)これまでにNZ市民が払った犠牲によって、NZは先進国で最も低い感染者数と死亡者数を記録してきた。今は次のステップに移行する時期であり、新しい制度が経済活動をサポートし、人々は普通の状態に少し近づいたと感じることになる。我々の新型コロナ規制は、前進への力強い基盤となっている。

2 今回発表された主な措置

(1)現状の信号機システム「赤」の設定を当面維持。

(2)信号機システムの色分けの設定は定期的に見直す。次回の見直しは4月4日(月)に行い、NZ国内各地域の色分けを決定する。

(3)3月25日(金)午後11時59分以降、信号機システムによる規制は次のとおりに簡略化する。

ア「赤」設定

- 屋外集会の人数制限の撤廃(ただし、4月4日(月)午後11時59分まではワクチンパスが必要)。
- 屋内集会の人数制限を200人とする(ただし、4月4日(月)午後11時59分まではワクチンパスが必要)。
- 屋外においてマスクを着用する必要はない。
- 屋内では、引き続きマスクの着用が求められる。
- 立寄り先で接触追跡システム用QRコードをスキャンする必要はない。
- 事業者は、QRコードを掲示する必要はなく、また来訪者記録の義務もない。

イ「オレンジ」設定

- 屋外・屋内の双方において、集会の人数制限を撤廃。
- 屋外においてマスクを着用する必要はない。その他のマスク着用規則は変更なし。
- 立寄り先で接触追跡システム用QRコードをスキャンする必要はない。
- 事業者は、QRコードを掲示する必要はなく、また来訪者記録の義務もない。

ウ「緑」設定

- 規制なし。
- 健康を維持する行動が推奨される。
- 立寄り先で接触追跡システム用QRコードをスキャンする必要はない。
- 事業者は、QRコードを掲示する必要はなく、また来訪者記録の義務もない。

(4)4月4日(月)午後11時59分以降、政府によるワクチン接種義務の一部を撤廃する。引き続きワクチン接種義務の適用対象となる者は次が含まれる。

- 医療及び障害者部門に従事する者
- 刑務所の職員
- 国境管理及び管理隔離(MIQ)に従事する者

※今回の発表内容の詳細は、次のウェブサイトをご参照ください。

(アーダーン首相声明)

<https://www.beehive.govt.nz/release/post-peak-plan-safe-return-greater-normality>

(アーダーン首相演説)

<https://www.beehive.govt.nz/speech/post-peak-plan-safe-return-greater-normality>

(NZ政府「Unite against COVID-19」ウェブサイト: 今回の発表内容の詳細説明)

<https://covid19.govt.nz/traffic-lights/changes-to-the-traffic-light-system/>

※新型コロナウイルスに関する日本・NZ の総合情報として、在ニュージーランド日本国大使館のホームページに関連情報を掲載しています。

<在ニュージーランド日本国大使館>

(日本語) * 帰国の手続き(防疫措置等)、NZ 入国の情報等

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html

(英語) * 主に日本のビザ・再入国・防疫措置の情報

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.htm

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載しています。

<在オークランド日本国総領事館>

(日本語) * 新型コロナウイルスに関する過去の領事メール

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html

(英語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html